令和元(2019)年度　修士論文要旨

戦後大阪府教育行政の生成・再編期の研究

―教育委員会制度の成立前後から地教行法制定まで（1945年～1956年）―

稲　垣　房　子

1．本稿の意義と目的―戦後大阪府教育行政史を描く―

戦後教育改革についてはすでに多くの先行研究がある。しかし、大阪府における戦後教育行政史の詳細な検証はいまだ十分になされていない。本稿の目的は、1945年から1956年までにおける戦後大阪府復興・発展の過程で、大阪府教育行政がどのように整備され、変容していったかを、行政組織及び関係アクターの関与の面から把握し、またその特徴的な行政施策を詳細に明らかにすることである。これは、戦後大阪府教育行政がこの時期にどのような特徴を有していたかを具体的に検証する意義と同時に、それが現在の教育行政の在り方にどのようにつながっているかを問うことを意味する。

1948年に教育委員会制度が発足してから70年以上が経過したが、教育行政および教育改革の論議の中で、教育委員会制度のあり方は常にとりあげられてきた。それは地方分権の論議と表裏一体のものである。

2．本稿の視点 ―戦後大阪府教育改革を歴史の断絶と連続性でとらえる―

1948年以降の米国占領政策の変化から1960年までは、しばしば戦後民主主義を否定し、戦前への復帰をめざす動向として、いわゆる「逆コース」と捉えられてきた。イデオロギー対立という面が強調されるあまり、都道府県レベルの教育政策の多様な実態を総合的に分析する視点が弱かった。しかし、大阪府という自治体から地方教育行政史を総合的に捉え直すことにより、この時期が単なる反動政策が強まったと捉えるのではなく、当時の教育行政をめぐる複雑な関係力学の中で、戦前・戦中期から戦後へ継承された連続性の面と、断絶（非連続性）の両面を含めた諸相が見えてくる。また、文部省と大阪府教育行政の法的、行政的な関係が時代によって、変化する点も明確になる。

本稿では、1945年８月の敗戦時から約７年間の連合国軍による占領期を大阪府教育行政の生成期と名付ける。1947年４月六・三制義務教育発足、1948年４月新制高等学校発足、1948年11月教育委員会制度発足前後を中心に、大阪府教育行政の組織及び施策の特徴をとらえる。

次いで、日本独立後の1952年５月から、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」成立の1956年までを再編期と呼ぶ。生成期・再編期と呼ぶ意味は、それらが全面的に断絶したものではなく、戦前期や戦後初期の教育改革の面からも連続性のある歴史としてあるとの認識に由来する。新法「義務教育費国庫負担法」成立、全国市町村の教育委員会発足、教育二法の成立、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の成立をとりあげ、それぞれの国政と文部省の動きに、大阪府がどう対応し、府教育行政にどのように受容したかについて、関係アクタ

ー間の葛藤を含めて分析した。

3．本稿で解明できたことー大阪府教育行政は教育の地方自治確立をめざした

大阪府教育行政は、敗戦の困難な状況から立ち直り、「日本国憲法」「教育基本法」を基盤とした、地方自治としての教育行政をつくりあげた。教育委員会は首長と一般行政からの独立を保ちながら、協調の努力をし、大阪府内の教育体制の基礎をつくりあげていった。特徴のひとつは浜田成政大阪府教育長というすぐれたリーダの下に大阪府教育委員会事務局という教育の専門家と行政マンの組織をつくり、大阪府という大きな自治体の教育行政を進めた。公選教育委員の果たした役割も大きい。

一方、戦前からの歴史の連続性を内務省という視点でとらえ、戦後における旧内務省系官僚達の果たした役割をみた。反動的、中央集権という一方向をめざしたのではなく、地方自治に立脚した府行政をつくり出そうとした人々がいた。大阪府教育委員会事務局について言えば、教育現場を経験した人材が教育行政を担い、戦後の教育改革を進めたと言える。

大阪府は国の政策立案や法制成立に対しては、他自治体や関係団体との連携を強め、地方自治体の教育行政の進展に必要な発言や行動を行った。大阪府教育委員会は全国教育委員会委員連絡協議会や都道府県教育長協議会など、国の政策の中で、地方自治を確立する都道府県の中心的役割を果たした。

日本教職員組合、大阪においての大教組は平和教育を重要なテーゼとして、教育行政に対峙した。また、大阪において、朝鮮人学校の成立をたどることによって、大阪府行政の特徴のひとつをとらえた。

4．残された課題―1950年代後半の大阪府教育行政の確立期の研究

戦後教育改革は、1957年以降、1960年代までの確立期を経て、一応の完成をみたと考えている。この時期、日本政府と日教組は勤評闘争という対立軸を生み出した。勤評闘争は教育委員会だけではなく、学校内で、校長と教職員の大きな溝を作りだした。確立期の大阪府の教育行政、教育現場がどう変化していくかを今後の課題としたい。

日本の大学におけるオンライン国際連携学習型教育の成果と課題

―KU-COILを事例として―

片　岡　勇　輝

本調査は、高等教育機関の国際化やそれに伴うグローバル人材育成のため注目を集めている、COIL型教育が学生にもたらす成果とCOIL型教育を実施する上での問題点を、KU-COILを事例として明らかにすることを目的としている。

先行研究においては、それぞれの教育者が実施したCOIL活動のケースを報告するものが数多く存在する。というのも、様々な要因（パートナー国との時差、学生の語学レベル、コースシラバス、目的など）を考慮し、教員がCOILで扱う内容、学生間でのインターアクションの頻度、具体的な活動とその実施方法等をパートナーの教員と連携して決定するため、多くの場合、それぞれのCOIL活動で扱う内容や活動が異なるためである。すなわち、先行研究で述べられているCOILがもたらす成果やそこで挙げられる問題点が、必ずしも他のCOIL活動に当てはまるとは限らないということである。したがって、COIL活動で扱う具体的な内容や活動を１例として提供し、そこで学生達にもたらされた成果、そしてそこで発見された問題点を提供することで、今後COIL活動を実施する教育者にとって大きな助けとなることが期待できるのである。

そこで本稿では、関西大学で開講された「Cross-Cultural Competence」講義と国立宜蘭（ぎらん）大学（National Ilan University）で開講された「English for Cultural and Creative Industries」でのCOILプロジェクトの実践を事例に、そこで扱われた具体的な内容と活動の報告をした後、今回の事例からCOIL活動を通して学生達にもたらされた成果と、COIL活動をする上での問題点を指摘する。

調査方法は、大きく３つに分けられる。１つ目は、筆者がTAとして「Cross-Cultural Competence」講義に入り、クラス風景の録画を行った。そこで録画したデータを分析し、研究材料として使用した。２つ目に、Facebookにアップロードされた受講生各々のグループパートナーとのビデオ会議動画の分析を行い、研究材料として使用した。最後に、科目受講生10名にCOIL活動終了後に一人ずつ半構造化インタビューを実施した。その後に発生した補足質問に関しては、LINEを使用し、メッセージで質問項目を送り、それに文面で回答してもらうという形をとった。

まず、先行研究で述べられているCOILがもたらす学生への成果の中で、今回の調査結果から明らかになった成果は、英語習熟度（スピーキング、リスニング能力）の向上、異文化学習、留学意欲向上の３項目であった。先行研究では言及されていない今回発見された成果としては、非母語話者が話す英語への慣れ、英語学習意欲向上、英語使用に対する態度的変化（積極的な英語使用への態度の変化）、英語を話すことに対する自信の獲得、自らの英語レベルの低さを痛感する機会とそれにより、英語学習に対するモチベーションの向上につながったことが挙げられる。以上のような英語関連の成果の

他にも、自文化省察の機会、コミュニケーション意欲（Willingness to Communicate）の向上、異文化バックグラウンドを持つ人とのコミュニケーションで必要な知識への気づき、外国人学生と関わる機会の提供と、彼らとの協働作業経験も成果として確認された。それだけではなく、テクノロジー使用による容易な国際交流への気づき、同時性アプリを使用したディスカッションやディベートを行う能力の訓練と、そこで発生しうる問題の認識、自らの意見を持つことの難しさとその重要さに気づく機会といった成果も確認された。

次に、先行研究で述べられているCOIL活動を行う上での問題点のうち今回のケースからも確認された点について述べる。まず、先行研究で述べられている問題点は、「COILにおいて扱われるコンテンツが浅い」、「協働タスクを実施しない」、「テクノロジー」、「社会制度的な要因（Socio-institutional Factor）（例：教育機関のサポートの欠如、単位認定、講義タイムテーブルの違いなど）」があるが、今回のケースでは、「協働タスクを実施しない」問題以外の3つの問題点が確認された。しかし、今回のケースの特徴であった、フォローアップクエスチョンの存在により、「COILにおいて扱われるコンテンツが浅い」問題は、教員がファシリテート可能なライブセッション中では緩和されていた。

そして、先行研究では言及されていない今回確認された問題点としては、ビデオ会議のためにパートナーとスケジュール調整する上での時間確保の難しさ、NIU（パートナー大学）への留学意欲を掻き立てることの失敗、英語を話すことへの阻害要因の存在、パートナーとの友好関係構築の失敗、COIL活動後のパートナー間での関係維持の失敗、台湾パートナー間での中国語での会話問題が挙げられた。

本調査で明らかにした成果と問題点は、今回のCOIL活動に限って明らかになったものであるため、一般化することはできないが、同じような内容と方法で扱うCOIL活動を行う教育者にとっての参考には十分になり得るものである。また、先行研究で述べられている成果に関して、今回明らかにできなかった項目が多数存在する。今後の調査でそれらを明らかにできればと考える。

中国の大学におけるキャリア教育活動の問題点

―カリキュラム開発を中心に―

曽　亜　慧

1980年代に、中国の経済体制が計画経済から市場経済に転換し、社会が求める人材も変化が生じ、多様で有能な人材が必要とされている。新しい時勢の中で、人々の生活に対する期待度も高くなっている。その一方で、益々飽和状態になる職場と人材ニーズの多様化の間の矛盾が明らかになり、大学卒業生の能力が社会発展のニーズに応じられない現状も深刻化になっている。

そこで本研究では、主に中国におけるキャリア教育のカリキュラムの現状を分析して、現段階の問題点を明らかにする。その中で、日本の大学におけるキャリア教育カリキュラムの在り方を関連しながら、さらに中国の方の不足点を検討しようと考え、中国の湖北省の中心都市である武漢市における３つの総合大学に調査を行った。具体的には、３つの大学の就職指導員また大学生を対象に、ネットアンケート調査とインタビュー調査を行った。結果は、以下のようになる。

中国の大学におけるキャリア教育が、一定の発展を取れたのは事実である。各大学で、キャリア教育の取り組みが重視されつつあり、独立のキャリア教育部門が設立され、専門のキャリア教育教員も備えられている。正課外で、就職説明会、心理指導の講座、現場での見学などが展開されている。また、大学生はキャリア教育に対する意欲が強く、各種のキャリ教育の支援と活動を求めている。

一方で、問題が存在する。まずは、キャリア教育科目の設置問題である。中国教育部が配布した文書の中で、明確に３～５年間にかけ、キャリア教育の課程を全部必修科目まで過渡していく要求を指摘したが、一部の大学では、キャリア教育はまだ選択科目として存在し、扱う範囲が制限されている。

また、キャリア教育科目で使用される教科書が必要とされるかどうか、さらに検討し直すべきである。中国教育部の提示に従って編集された教科書は、大学のキャリア教育の展開に進行の筋道を提供している。一方で、固定の枠組みとして、逆に大学の想像力を制限する可能性があると考えられる。教科書を利用したい場合でも、キャリア教育の内容の編集について、さらに工夫すべきである。

そして、キャリア教育のカリキュラムが標的性に欠ける問題である。中国の大学におけるキャリア教育課程は、大学生が卒業直後に早く就職させるように、非常に簡単な就職技能を注入式の教授方法で、直接大学生に伝えていく形で進んでいる。違う要求がある大学生は希望するキャリア教育の指導を手に入れないことになる。

最後は、大学生の学校側に対する不信である。就職活動で問題を発見する際、学校ではなく、先輩、家族や友人に意見を尋ねる状況が多い。原因としては、教員の専門能力が不足で、有効な解決方法をもらえることに疑っている大学生が多いと考えられる。

そのため、日本の大学のように、各年次でキャリア教育のカリキュラムを開設し、多様な選択肢を提供し、できる限り全部の大学生に希望のキャリア支援を与えると思われる。

「教員の多忙化」と「不登校」の未然防止に努める「新・チームとしての学校」の提案

―3つの当たり前を見直す視点から―

竹　本　拡　右

本論文では、筆者が卒業論文で明らかにした「不登校」という現代の学校が抱える問題について、その解決策、未然防止策を「学校の当たり前を見直す」という視点から追求にあたる。しかしながら昨今、教師という職業に「ブラック」な仕事という表現が用いられている。時間外労働の量や給特法の観点から実態に目を向けても、いわゆる「ホワイト」な仕事だとは言えないだろう。そのため、新たな提案をしても、それが教員の更なる負担を招くことになってしまっては実現性に欠けてしまうことになる。したがって、提案をする際に注意しておきたいことは「教員にかかる負担を極力少ないものにする」ことである。

本論文で見直す学校の「当たり前」とは、

1．スクールカウンセラーの現状
2．学校が問題を解決すべきだと言う固定観念
3．ブラック校則

の３点である。これらの３点について、インタビュー調査やアンケート調査で得られた情報をもとに、具体的な提案をする。

まず１点目の「スクールカウンセラーの現状」についてである。一般社団法人日本スクールカウンセリング推進協議会理事長である石隈利紀様に、インタビュー調査のご協力をいただいた。その上で現在のスクールカウンセラーにまつわる課題を４点に絞った。

1．週１回、数時間しかスクールカウンセラーが中学校にいない。
2．非正規雇用の勤務形態である。
3．スクールカウンセラーは１人職
4．スクールカウンセラーの全員が、学校のことを熟知しているとは限らない。

である。これらの解決のために、スクールカウンセラーの「地域担当制」の提案をする。これは、自治体を通して学校とスクールカウンセラー個人単位での関係ではなく、スクールカウンセラーも学校側も横のつながりを作ることを求めるものである。この制度の導入は、スクールカウンセラーにまつわる既存の環境に対して異なった仕組みの提案をすることになる。したがって、財源の確保などの課題も存在するため、今後継続してより良い仕組みを考えたい。

２点目の「問題は学校が解決すべきだと言う固定観念」においては、藤枝市教育委員会教育部教育政策課冨田文成様に、インタビュー調査のご協力をいただいた。インタビュー調査をもとに、中学校現場において「ピア・サポート」の考えを普及させるために、「ピア・サポート委員会」の設置を提案する。これにより、「ピア・サポート」の考えを生徒や教師が活動を通して知ることとなる。また、委員会の担当をスクールカウンセラーが担うことにより、スクールカウンセラーの課題でもある、職務の内容を満たすこともできるため、学校とスクールカウンセラーの双方にとって利益のある取り組みだ

と考える。

3点目の「ブラック校則」については、兵庫県立A高校にインタビュー調査のご協力をいただいた。校則に対して、生徒たちと教員との間に認識の差があることを導き出した。生徒たちは、校則の全てを拒絶するわけではなく、遵守すべき理由が分からないものに対して不信感や疑問を抱いている。そのため、「なぜこの校則は存在するのか」をまとめた「校則ガイドライン」の作成と、生徒や教員の誰もが校則について意見を自由に投稿できる、「校則目安箱」の設置を提案する。これらにより、学校全体として校則に関して考える機会が生まれ、教員と生徒の認識の隔たりが小さなものになると考えられる。また、この提案ではガイドラインの作成に教員が関わることが必要になるため、短期的に見れば教員の負担になる可能性が考えられる。しかし、一度作成してしまった後は継続して詳細の修正などにのみ時間を割けば良いため、長期的に見れば生徒指導の時間の削減などが見込まれるため、教員の負担の増加に必ずしも直結しないであろう。

結論として、以上の3点の提案を踏まえた「新・チームとしての学校」の提案をする。文部科学省が提言した「チームとしての学校」には、生徒の存在は特筆されていなかった。そこで、今回の提案では「チームとしての学校」の図に生徒たちの存在を加えて、新たな関係性を示した。学校が真に一丸となって問題解決にあたることで教員にかかる負担の減少も予想されるとともに、これまでになかった相乗効果が生まれることを期待する。

中国都市部の2人っ子家庭における母親の育児に関する実態と意識

―河北省の30代女性を例に―

翟　　暢

本研究の目的は、中国の河北省でのインタビュー調査を通じて、二人っ子家庭の30代母親の育児実態と意識を明らかにすることである。特に、母親の第二子出産の動機、第二子出産による母親の就業選択・継続への影響、二人っ子家庭における育児分担及び第二子の産育による影響（仕事以外の良いこと·良くないこと）の実態を明らかにする。

二人っ子を持つ母親の産育の実態と意識を明らかにする前に、中国の母親の産育行動に影響を与える政策や要素について把握した。まず、政策について、一人っ子の高齢者扶養の負担の加重化、失独老人の増加や人口ボーナスの喪失などの問題を背景として、2014年から、チベットと新疆以外の都市で「単独二子」（単独二孩）という人口政策が始まった。「単独二子」では、一人っ子と一人っ子ではない夫婦の場合に、第二子の出産が許された。しかし、予定した効果が得られなかったので、2015年10月から、中国は全面的に「二人っ子政策」を始めた。しかし、それでも予定した効果が得られなかった。2016年12月全国婦女連合会児童部「全面二子政策の実施の家庭教育への影響」という調査では、何万人もの０～15歳の子どもを持つ母親の中で、第二子を産みたくない人は53.3％を占めて、産むか産まないかを迷っている人は26.2％を占めていた。主な原因は母親の二人っ子の出産意欲の低下である。

そして、母親の出産意欲にマイナスの影響を与える要因について、先行研究から以下の四つのことが分かった。一つ目に、伝統的な性別役割分担意識の影響による父親の子育て参加不足である。二つ目に、若い夫婦の育児コストに関する経済負担と育児負担が重くなり、社会からの支援が足りないことである。三つ目に、母親の仕事継続と出産行動をめぐる葛藤である。四つ目に、中国の保育制度の不完全さと企業による働く母親に対する支援の不足である。

現在の中国の保育ネットワークについて、相互協力・援助といった中国の伝統的な家族・親族の親密な関係が都市部で続いている。０～３歳の幼児が各種類の保育施設に入園する比率はわずか４％であり、80％の幼児の世話はまだ祖父母に任されている。その他に、ママ友という互助があり、公・私的な託児施設という商助がある。しかし、中国都市における０歳～３歳の子どもの入園率は10％未満である。日本の場合は、３歳未満を対象とした保育園の利用は、1990年代以降上昇しており、2005年以降の利用割合は34.9％であった。第１子１歳時に就業していた妻に限ると、2005年以降の妻の保育園の利用は70.5％であった。

このように、二人っ子の母親の産育に影響を与える要素を把握した上で、母親が二人っ子を出産・育児する際に直面した問題を調査したいと考えた。そこで本論文では、中国都市部における二人っ子を持つ30代母親の子育てに関する実態と問題点を明らかにするために、中国河北省の５つの地級市の出身者を調査対象にして、インタビュー調査を実施した。調査は、

wechatという通話アプリを利用して、2019年８月15日～2019年９月15日、2019年10月22日～2019年11月16日の２カ月を利用し、合計11名の母親に対して、半構造化インタビューを行なった。

調査結果を分析した結果、二人っ子家庭の30代母親の育児実態と意識について、以下の四つの点が明らかになった。第一に、母親の第二子の出産動機については、ほとんどが無計画出産である。子どもを授かったら、産むという流れである。また、中小都市部の母親は第二子を積極的に産もうとする主体性が乏しいが、一旦、第二子を妊娠すれば、第二子を産むことに対する抵抗感も弱い。

第二に、体制内会社で務める母親にとって、第一子と第二子の出産が仕事の継続に与えた影響は少ない。それに対して、契約労働者の場合は、第一子を出産してから仕事を辞める母親がいるし、第二子を出産してから仕事を辞める母親もいる。

第三に、二人っ子家庭の主な育児分担者は祖父母である。祖父母は主に母親の産後ケアと子どもの３歳までの世話を担当している。母親は現時点の夫の育児の協力や参加態度に関して肯定的な視点で見ている。さらに、SNSでのママ友の互助も二人っ子を持つ母親にとって力になっている。

第四に、保育支援がきちんと保障されていることを前提として、二人っ子の産育は母親に幸福感を感じさせる。他方で、保育支援が不足していると、母親個人が自由に使える時間の少なさによって、母親の自己価値の実現度にマイナスの影響を与えている。

現在、中国の中小都市では、母親は第二子の出産に対する意欲が低いという特徴がある。しかし、一旦、第二子を妊娠すれば第二子を産むことに対する抵抗感は弱い。出産意欲が低い理由は都市部における子どもの養育費用の高さと、仕事から家庭に戻るべきかどうかに関する葛藤だと考えられる。そのために、中小都市で利用できる多種類の保育施設の設立及び、働く母親の育児支援策の策定が重要である。

中国系ニューカマー保護者の教育戦略

―中国都市部出身者を中心に―

張　藝　園

1．問題の所在と研究目的

近年、日本に居住しているニューカマー人々の長期滞在に伴い、日本の学校で就学するニューカマーの子どもの数も増加しており、彼らを取り巻く学校教育問題は注目されている。そして受験競争が日本以上に激しい国から来た中国系の母親たちは、子どもを厳しくしつける「教育ママ」の代名詞となりつつあるといわれている。こうした伝統的な中国系の「教育ママ」は非常に教育熱心で、子どもに「勉強しろ」と厳しく当たり、成績上位や高い学力を求めるといわれている。さらに、アメリカでは、教育熱心な中国系の母を「タイガー・マザー」（Tiger Mother）と呼んでいる（高、2015）。しかしその一方、近年になり、多くの若い中国人の親は子どもにとって最高の教育とは何かを議論し、模索し、日本の教育に注目するようになってきた。

そこで、日本で子育てをしている中国系ニューカマーの保護者たちは、我が子に「学力」を身に付けさせるために、どのように教育し、しつけるか、どのような教育戦略を立てているのかを捉えることが不可欠だと考えられる。それと同時に、彼らの教育戦略を、社会文化、社会的条件、社会的ネットワークなどとの関連を把握することが必要となっている。よって、本研究では、子どもを日本の公立小学校に通わせている都市部出身で、高学歴の中間層であり、日本でも都市部に在住する中国系ニューカマー保護者を対象とし、インタビューを通して、家庭の教育戦略が、日本社会と中国社会の間で形成された社会的ネットワークと、どのように関わっているのかを明らかにした。その上で、中国系ニューカマーの子どもの抱える学校教育問題、進路選択問題、エスニック・アイデンティティ形成等を検討した。

2．調査対象者と調査方法

日本に在住する中国系ニューカマーの母親10名を対象に半構造化インタビュー調査を実施した。対象者は全員中国の都市部に生まれ、中国または日本で大学、大学院、専門学校を卒業・修了している。10名中６名が日本の大学・大学院で学んだ元留学生である。

3．本研究で得られた知見

まず、日本の学校教育について、調査協力者の中国系ニューカマー保護者たちはいずれも、子どもを家の近くの公立小学校に通わせている。近所の公立小学校を選択した最大の理由は、家から学校が近いということである。学校適応上の問題としては、日本で生まれ育った子どもは日本語の読み書きや会話にはほとんど支障がないため、周りから「日本人」として扱われる。そして学校においても、適応上の問題はほぼない。しかしその一方、幼少期に中国に預けられ、その後に日本に呼び寄せられた子どもは日本語力がまだ弱いゆえに、日本語、特に学習日本語を勉強しなければならない。しかしながら、そのような子どもたちに対する学校側の日本語教育の支援はまだ不十分である。よって、今後も様々な支援の可能性を考慮していく

必要があるだろう。

次に、両親ともに中国人の家庭では、家庭内の文化伝達は基本的に母国の中国に偏り、家庭言語もほぼ中国語を使う傾向が見られた。さらに、母親たちのほとんどが、子どものアイデンティティ維持を重視している。一方で、父親が日本人で母親が中国人の国際結婚の家庭のケースでは、家庭言語は日本語で、文化伝達も日本に偏る傾向があることが明らかとなった。

また、中国系の母親のほとんどが、子どもの教育に、とりわけ子どものバイリンガル教育に非常に熱心であることが明らかとなった。日本の学校がゆるすぎると考えられる母親は、学校外の教育を積極的に利用している。とりわけ日本の学校教育に加えて、中国のオンライン教育のような中国式教育を併用しているケースもあることがみられた。

そして、将来は「子どもをいい大学に行かせたい」、「大企業に入ってほしい」と願っている母親が多いことが明らかとなった。そのなかで、多くの中国人家庭の母親は、将来は子どもを中国に帰国させて中国で就職させたいと考えている。そして、子どもが自分の生活を豊かに保ちながら、将来はどこに居住するのかを子ども自身の意志で決めてほしいという考え方も共通している。保護者たちの語りからは、自身や家族が持っている文化資本を子どもに受け継がせたいという考えが窺えた。

加えて、ニューカマーの中国系保護者にとって、普段の生活のなかで、お互い頻繁に連絡し合う、こうしたネットワークの活用は、自身の教育戦略に大きな影響を与えている。

4．今後の課題

今後の課題として、本研究では日本の公立学校を選んだ中国系母親を対象にインタビュー調査を行ったものの、日本の私立校や中華学校を選んだ中国系ニューカマー保護者にインタビューを行うことができなかったことが挙げられよう。よって、今後は、私立学校や中華学校に子どもを通わせる中国系保護者の教育戦略についても、調査を行いたい。加えて、中国系ニューカマーの子どもたちが幼少期から高校まで受けた日本語支援が、彼らの学力形成と進路選択に与える影響についても、あわせて考察したい。

主要参考論文

川上郁雄・三宅和子・岩崎典子（2018）『移動とことば』くろしお出版。

高山(2015)「中国式教育的是与非」『中国新時代』2015年第３期。

志水宏吉他（2013）『「往還する人々」の教育戦略 ── グローバル社会を生きる家族と公教育の課題』明石書店。

額賀美紗子・芝野淳一・三浦綾希子（2019）『移民から教育を考える ー子どもたちをとりまくグローバル時代の課題』ナカニシヤ出版。

中学校教員の長時間労働の問題と部活動指導員導入の影響

―大阪市立中学校の部活動主顧問等への アンケート調査及びインタビュー調査を通して―

堀　川　晃　一

問題の所在と研究目的

今日、教員の長時間労働および多忙化の問題が世間に再び注目がなされており、教員の長時間労働の一因として部活動に関する業務が関係することが明らかとなっている。そこで、部活動に関する業務の負担を改善するために、国や自治体のレベルで、部活動指導員や外部指導者といった施策がなされているが、導入されたことによりどのような影響が教員にもたらされているかといった調査・研究は多くない。部活動指導員が教員にもたらす影響として未だ明らかにされていない点として、①調査の対象が「教員」と表記されており、部活動の主顧問および副顧問のどちらに部活動指導員導入による影響があるのかが明らかになっていない点、②教員が部活動に関する負担軽減が実感されたとなっているが、心理的・質的負担と時間などの量的負担のどちらか、もしくはその両方なのかについて詳しく解明されていない点、③部活動に関する業務を行う時間が削減された分、授業に関する業務といった他の業務の時間が増加する可能性について詳細に分析・考察されていない点が挙げられる。

したがって本研究は、大阪市立中学校において部活動指導員が導入された部活動の主顧問の教員を対象に、部活動指導員が導入される前と後の終業時刻後の業務時間数や各種業務の負担感等についてどのような影響があったのかを、アンケート調査及びインタビュー調査を用いて、実証的に明らかにしていくことを目的とする。

調査方法

アンケート調査の対象者は、部活動指導員を導入している大阪市立の中学校の部活動の主顧問教員であり、合計39名（導入前後ともに運動部主顧問33名、文化部主顧問５名、未回答１名）に協力いただいた。インタビュー調査の対象者は、アンケート質問紙調査の最後に「最後に、今後、別に実施することを予定しておりますインタビュー調査にもご協力いただけるか否かご教示ください」という質問項目に対して「はい」を選択した教員の中で、勤務されている中学校に電話をし、再度インタビュー調査に承諾を得た教員（合計５名）を対象とした。

調査結果の考察

アンケート調査の結果から、平日及び休日の終業時刻後の業務時間に対して、減少する傾向が一定見られた。したがって、部活動指導員の導入目的である、教員の長時間勤務の解消に効果がある可能性がある。各種業務等の心理的・質的負担については、「部活動指導」、「保護者・PTA対応」、「渉外・地域対応」、に負担感の減少の傾向が見られたことから、部活動指導員導入後、部活動の主顧問に対して、部活動に関する業務及び学校外の人との関わりに関する業務の負担感の減少にも一定効果があることが示唆される。

次にインタビュー調査の結果から、平日及び

休日の終業時刻後の業務時間が減少する要因として、部活動に関する業務に充てていた時間を他の業務に充てることによって、残業時間が減少したことが明らかとなった。しかし、部活動に関する業務以外で、勤務日の終業時刻後の仕事時間（学校外で行っている時間を含む）や部活動の負担感の片方、もしくは両方に変化がないという事例も存在していた。

また、学校教育法上では「学校職員」として、部活動指導員は位置づけられているが、部活動指導員の経歴や部活動指導員の勤務時間の制約によって、学校に常駐できないとの理由から、①「外部の人」という認識の発生、②部活動の専門的な指導のみ行い、生徒指導を行わない事例が生じる等の課題があることが明らかとなった。

したがって、教員の長時間労働という問題を解決するためには、部活動指導員や外部指導者の導入、ノークラブデー等といった、部活動に関する業務の量的・質的負担の軽減のみならず、給特法の改正、調整休暇制度の創設、教職員定数の改善等といった取り組みも必要であると考えられる。

中国農村における留守児童の現状分析

―重慶市農村小学校を例として―

李　東　菊

本研究では中国の留守児童の学校教育現状について、先行研究ではあまり触れなかった非貧困地域の状況を調査することで、農村学校における留守児童教育の問題を明らかにする。

急速な経済発展の中で大きな問題となっている農村留守児童とは、両親双方あるいは片方が出稼ぎに行き、義務教育段階にある農村戸籍の16歳未満の未成年者をいう。1970年代末の改革開放政策の導入をきっかけに、都市の経済が発展し、それに伴って農村の過剰な労働力が都市に流入した結果、農村に残された留守児童が多くなった。2000年に約2443万人であった農村留守児童は2010年には6100万人を超えた。

新聞などのマスメディアは、自殺や不慮の事故、性的暴力の被害など留守児童をめぐる問題を頻繁に報道し、先行研究では留守児童数の変化とその背景や留守児童を取り巻く社会問題を盛んに取り上げている。具体的には学校や家庭にかかわる問題、被害者になる事件や事故、犯罪の加害者になる問題及び留守児童の心に及ぼす影響である。しかし、先行研究は貧困発生率の高い地域に焦点を当てる傾向がある。そこで、本研究はまず貧困地域以外の重慶市雲陽県にある小学校の留守児童の実情を調査する。

調査の結果、先行研究で指摘された問題が当てはまるものと当てはまらないものは以下になる。

当てはまったのは、後見人の学力不足や忙しい農作業のため子どもの勉強の面倒を見られないことや、親に会えないつらさや後見人の理解が得られないと感じることによる心の悩みである。

当てはまらない点としては、まず、学校においては設備が整っており、栄養バランスの取れた給食が提供されている。また、学校と後見人が問題に対応できる連絡体制を持ち、ある程度のつながりがある。それ以外に、学校の施設の利用が不十分であることも発見した。家庭については、生活の世話が十分のため、衛生状況の心配がないが、後見人の祖父母は知識不足で勉強の指導ができない。性的暴力や不慮の事故については、学校、家庭が協力して子どもの安全を守るため、さまざまな仕組みを行っており、深刻な被害は確認されなかった。犯罪については、後見人と教員はしつけ教育を重視しており、さらに学校周辺に娯楽施設がないため窃盗を犯す可能性がないという点から留守児童が犯罪をする傾向は見られなかった。

留守経験は留守児童の性格形成及び育児観にどのような影響があるのかをさらに研究するため、20人の元留守児童にアンケートをしたうえ、そのうちの５人を対象に半構造化インタビューをした。

調査の結果、３つの影響が確認された。第１に、自分の性格の否定的な側面を留守経験とつなげて考える傾向があったと同時に、独立性を強めたという声も聞こえた。第２に、親子のコミュニケーションの不足のため、親子関係が厳しく人との絆が薄いという点である。第３に、元留守児童は自分の子どもを留守にさせないと考えていた。

本研究は限られた人数・地域を対象にした

質的調査であり、調査結果を一般論として捉えることができないが、先行研究ではほとんど取り上げられない完全小学校の留守児童が抱える問題を示した点は意義があったといえるであろう。一方、農村留守児童が成人後に都市で働き、次世代の留守児童を生む懸念があるが、調査対象全員がそれを望まないことは明るい展望である。したがって、既存の留守児童だけではなく、次世代の留守児童発生を防ぐために親子が一緒に暮らせる政策の改革も必要である。